

紀の国森づくり基金活用事業公募要領

第1 趣旨

森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が、平成19年4月1日から施行されています。

県では、両条例に基づき、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため、平成19年度から「紀の国森づくり基金活用事業」を実施しています。この事業のうち、公募事業については、県民主体・県民との協働を重視して、両条例の趣旨に合った事業を、自ら企画立案し実施する団体等から公募を行い、審査・選定のうえ補助することとしています。

このため、県民参画による、条例の趣旨にあった事業を以下の要領で募集します。

なお、応募のあった事業については、各年度の予算成立後に予算の範囲内において採択の可否を決定します。

第2 対象事業

応募対象となる事業の内容は、次の表に掲げるとおりとします。

事業名	区 分	内 容
森とあそぶ・まなぶ	(1) 森林の重要性の普及・啓発	森林の現状及び重要性について、シンポジウム、PR冊子の配布など又はインターネット等を活用した双方向の普及・啓発
	(2) 森林を舞台にしたあそび、まなぶ場の提供	森であそびたいという意欲を喚起するとともに遊びを通して森林の重要性等を学べる資料、資材又は場所の整備及び各世代が交流できるような取組など
	(3) 森林環境研修	小中学校の教職員等を対象とした、森林の公益的機能等に関する研修
	(4) 森林・林業体験	
	ア 体験教室（小中学生等対象）	学校林等を活用した森林・林業教室又は身の回りにある「木の製品」若しくは「水道水」などとのつながりをテーマにした川上から川下を含めた体験学習等の実施
イ 体験ツアー（一般対象）	一般の県民の方を対象とした、座学だけではない観光との連携など多彩なメニューによる森林・林業体験の実施	
森をつくる・まもる	(1) 放置され荒廃した森林の整備	
	ア 強度の間伐による森林の公益的機能の回復	花粉を飛散しているスギ等の森林又は採算性の悪化から施業を放棄された森林の強度の間伐等の実施
	イ 県民がふれる機会の多い森林の環境整備	世界遺産周辺又は森林公園及びその周辺の森林など県民のふれる機会の多い森林の整備
	ウ 植栽放棄地への広葉樹等の植栽	伐採後放置された森林の場所に適した樹種の植栽の実施

	エ 里山等の整備	手入れされず、荒廃した里山等で、不要な木竹の伐採又は在来樹種で花の咲く木若しくは紅葉する木などの植栽等の実施
	(2) 異分野の協働による森づくり	農林水産業と観光など、多様な分野の協働による森林づくりの実施
	(3) 歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存	森林内の歴史的・文化的価値の高い巨樹、古木等の保存及び繁殖
	(4) 森林整備リーダーの育成	森林の知識又は森林整備の技術、手法等の修得を支援し、NPO、ボランティア団体等の指導者又はリーダーを育成
3 森を いか す	(1) 公共の場における木材の利活用	都市部の公園又は学校若しくは駅などの公共の場に、県産の間伐材等を利用したベンチ、テーブル又はプランターカバーなどを提供。ただし、内容が木製品の購入、製作委託等のみである事業を除く
	(2) 森の宝物の利活用	木の実又はツル及びキノコなど森林から産出される物を活かして新たに行う製品開発又はそのための調査・研究及び地域での小規模なバイオマスの利用等
	(3) 森林の利活用に関する調査・研究等	森林空間の利活用に必要な調査・研究等の実施
4 提 起	1、2、3以外	紀の国森づくり基金条例（平成17年和歌山県条例第139号）の趣旨に合致する活動等

ただし、次のいずれかに該当する事業は除くものとします。

- (1) 他の公金による補助・助成等を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (2) 個人、特定の事業者の利益のために行われるもの
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- (4) 事業対象地、実施場所が県外におよぶもの
- (5) 事業に着手しているもの又は事業選定前に着手予定のもの
- (6) 参加者のうち県内在住者及び県内事業所等に勤務する者が過半数に満たないもの
- (7) 森林整備（植栽、間伐、整理伐、下刈り）以外のハード事業（木工体験の作品並びにベンチ等簡易なもの除く。）を含むもの
- (8) 森林・林業体験等を含まない木工体験のみのももの
- (9) 同一年度において、参加者、実施場所及び内容等を勘案し、同一事業と見なされる事業が他にありもの
- (10) その他「紀の国森づくり基金活用事業」としてふさわしくないと認められるもの

第3 「森をつくる・まもる」事業の採択条件

- 1 以下に掲げるいずれかの場所で実施するものとします。

ただし、他の公金を使って森林整備に関する事業を実施した箇所（事業実施後5年以上経過したものを除く。）については、実施できないものとします。

なお、事業採択後の場所変更（軽微なもの除く）は、研修及び体験学習を目的とするものを除き、認められません。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林（以下5条森林という。）
- (2) 5条森林に編入できる森林
- (3) 森林公園又はこれに類する場所

- (4) 竹林対策が必要な場所
- 2 以下に該当する場合は、他の事業で実施可能と認められるため、対象外となります。
- (1) 前項(1)にあつては、森林経営計画区域及び集約化実施区域内の森林で実施する場合
- (2) 前項(2)～(4)にあつては、申請団体が他の公金を用いて申請内容と同種同規模の森林整備ができる森林において実施する場合（森林の管理者が公的機関の場合は、当該公的機関が実施できる場合を含む）
- 3 以下に掲げる効果を生み出すことを目的とするものとします。
- (1) 人と森との共生
 ア 花粉症の原因となるスギ等の花粉の飛散量の減少
 イ 里山等の環境保全
 ウ 保健休養機能の向上
- (2) 水源のかん養等森林の公益的機能の発揮
- (3) 文化的景観の維持・保全
- 4 森林整備を実施する場合には、以下に掲げる協定が必要です。

事業実施主体	協定の当事者	協定書に記載する条件
団体等	事業を実施しようとする場所を管轄する市町村長と森林所有者と実施主体との3者	<p>1 事業の完了の翌年度から起算して最低20年間は森林として適正に管理するとともに、皆伐をしてはならないこと。</p> <p>2 スギ・ヒノキ等の人工林においては、環境林として位置づけるとともに80年生ままで皆伐をしてはならないこと。</p> <p>3 事業終了後の管理責任者等を明確にすること。</p> <p>4 事業の実施後、その森林を紀の国森づくり基金を活用した森林・林業教室等に使用する依頼があった場合は、特別な事情がない限り、応じるものとする</p>

- 5 事業実施場所が、森林法、自然公園法（昭和32年法律第161号）、砂防法（明治30年法律第29号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他の法令等の規制に係るものである場合には、事業主体において必要な手続をとって下さい。

第4 応募資格

- 県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、次の要件のすべてに該当する団体等とします。
- (1) 自ら企画した事業を県内で実施可能な団体であること
- (2) 本事業の目的を十分に理解し、そのPRや普及啓発活動に積極的に取り組むことが期待できる団体等であること
- (3) 当該補助対象事業において、営利を追求しない団体等であること
- (4) 政治団体又は宗教団体でないこと
- (5) 暴力団及びその関係者でないこと
- (6) 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること
- (7) 実施事業の公表に異議がないこと
- (8) 実施事業で得た成果を特定の個人又は法人が独占するものでないこと

第5 応募方法

- 1 申請者は、次に掲げる書類を提出して下さい。
- (1) 紀の国森づくり基金公募等事業応募申請書（第1号様式）
- (2) 紀の国森づくり基金公募等事業年度別計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体等概要書（第4号様式）
- (5) 植栽に伴う管理計画書（第6号様式） ※植栽を伴う事業に限ります。

- (6) 活動内訳及び工程書（第7号様式）
- (7) 公募事業の実績及び新たな取組み方針計画書（第11号様式） ※過去に当事業での実績がある場合のみ
- (8) 協定書の写し（原本は応募者で保管して下さい。）
- (9) 収支予算書に記載された金額の根拠となる見積書等
- (10) その他必要と認める参考資料

2 申請書様式は、県庁森林整備課及び各振興局林務課で入手できます。

申請書等配布場所	所在地	電話番号
農林水産部 森林整備課 緑化推進班	和歌山市小松原通1-1	073-441-2982
海草振興局 農林水産振興部 林務課	和歌山市小松原通1-1 南別館	073-441-3366
那賀振興局 農林水産振興部 林務課	岩出市高塚209	0736-61-0015
伊都振興局 農林水産振興部 林務課	橋本市市脇4丁目5-8	0736-33-4910
有田振興局 農林水産振興部 林務課	湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1263
日高振興局 農林水産振興部 林務課	御坊市湯川町財部651	0738-24-2912
西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7911
東牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735-21-9612

また、県庁森林整備課ホームページからも入手できます。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/kikin/koubo_jigyoku.html

3 提出期限等については以下のとおりとします。

- (1) 募集期間 事業実施予定年度の前年度の1月4日から1月31日（その日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日の場合は、その前日とする。）まで。
また、県が必要があると認めた場合は、募集期間を別に定めるものとする。
※応募締切当日消印まで有効です。
- (2) 提出部数 1部（紙による場合は3部）
- (3) 提出先 最寄りの振興局林務課に持参、郵送又はeメール等で提出してください。なお、指定以外の方法及び場所への提出は無効とします。

第6 選定方法

1 選定方法

採択事業の厳選かつ公正な選定を行うため、紀の国森づくり基金条例（平成17年和歌山県条例第139号）第5条の規定に基づいて設置する紀の国森づくり基金運営委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる事項を調査審議したうえ、本事業に適した提案事業を知事が選定するものとします。

なお、県が必要と認める場合、委員会の場等において、応募者に内容の説明を求めることがあります。

- (1) 整合性（条例の趣旨に合致しているか）
- (2) 公益性（事業の内容、場所等が県民のためになるか）
- (3) 計画の実現性（実現できる計画であるか）
- (4) 効果（投資効果が高いか）
- (5) 予算の内容（事業に係る経費配分はどうか）

2 結果の通知

知事は、事業の選定を行ったときは、速やかにその結果を提案のあった団体等に通知するものとします。

3 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、欠格となる場合があります。

- (1) 事業計画書等に虚偽の記載がある場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(3) その他この公募要領に違反した場合

第7 補助対象経費等

1 補助対象経費、補助率及び補助限度額は次に掲げるとおりとします。

補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、資材費、原材料費、その他必要と認める経費 詳細は、別表のとおり 補助対象外経費 (知事が特に認める場合はこの限りではありません。) (1) 土地等の購入に要する経費 (2) 運営上必要な恒常的経費(家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等) (3) 資格の取得に要する経費 (4) 販売を目的としたものに係る経費 (5) 申請団体の構成員等に対する支出
補助率	10/10以内又は定額
補助限度額	1団体等につき200千円以上2,000千円以内とする。

2 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。なお、精算にあたっては領収書等支出済額を証明する関係書類が必要です。

また、交付申請時に必要書類を提出し、承認を受けた場合に限り、概算払いができます。ただし、概算払いの請求時には、領収書及び請求書等の支払い額を証明する書類が必要です。

3 補助条件

選定された事業実施主体が、補助金の交付を受けるにあたっては、紀の国森づくり基金活用事業(公募事業)補助金交付要綱及び紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領に従って交付の申請等の手続き等を行っていただきます。

(これらについては、県庁森林整備課及び各振興局林務課に備えているとともに県庁森林整備課のホームページにも掲載しています。)

第8 事業実施期間

事業は、県からの補助金交付決定後着手するものとし、交付の決定に係る年度の3月31日までに検査を受け、関係手続きを終了するものとします。

(※事業の選定結果通知は、募集期間終了後から4か月後を予定しています。
補助金交付決定までの流れ：事業の選定結果→補助金交付申請→補助金交付決定)

第9 事業の周知

事業実施主体は、事業の実施に当たって、パンフレット、標柱、木工品等やイベント会場内等に、紀の国森づくり基金を活用した事業である旨を表示してください。また、事前に報道機関等に情報提供を行ったり、ホームページを活用したりするなど、事業の周知に努めてください。

なお、取組状況については、本事業の普及・啓発を目的に、広く公表することとしていますので、あらかじめご承知下さい。

第10 提出書類の使用

県は、実績報告書等に添付された写真、図表等を本事業の広報用に使用することができるものとしますので、あらかじめご承知下さい。

第11 問い合わせ先

第5の2の申請書等配布場所に同じです。

用語の解説

森林の公益的機能	森林の持つ機能のうち、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の機能。
座学	実技に対して、教室での講義形式の授業。
間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採し、残存木の成長を促進する作業。 強度の間伐とは、間伐の伐採率を通常の施業より高く行うこと。
施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
里山等	居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林を里山林といい、ここでいう「里山等」とは、その里山林や都市近郊林等のことをいう。
在来樹種	地域に由来から生育している樹種。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。 ここでは、木質バイオマスのことをいう。
公金	国、県及び市町村の補助金又は交付金等。
森林法第2条 (抜粋)	「森林」とは、次に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。 1. 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 2. 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
民有林	国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。
地域森林計画対象 森林（5条森林）	地域森林計画対象森林（5条森林）は、森林法第2条に規定される民有林のうち、その自然的経済的社会的諸条件及び周辺の地域における土地の利用の動向から見て、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除いた森林をいう。通常、以下に該当するような森林等は対象外。 ①近接する森林と森林施業上の関連を有しない0.3ha以下の森林。 ②国又は地方公共団体が実施する事業により道路、港湾、空港、住宅用地、工業用地、農業用地等森林以外の用に供される森林。 なお、5条森林、森林経営計画及び集約化実施の区域、もしくは、5条森林に編入可能な場所であるかについては、各振興局に問い合わせること。
森林公園又はこれ に類する場所	森林法第2条に規定される民有林であって、以下のいずれかに該当し、一般に公開されている場所とする。 ①県、市町村が森林公園として位置づけ管理する公園等 ②自然とのふれあい等を目的として公的機関が管理している公園等であって、森林面積が0.3haを越える場所（周辺森林と一体となっている場合は、その面積を含む） ③自然とのふれあい等を目的として公的機関が認定している遊歩道等を含む森林であって、周辺の5条森林と一体となっている場所

竹林対策が必要な場所	森林法第2条に規定される民有林にある竹林の駆除が必要な場所
環境林	この要領では、森林経営計画等の計画外の森林であって、公益的機能の発揮を主な目的とする森林をいう。
保健休養機能	フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果が得られるほか、行楽やスポーツの場等を提供する機能。
水源のかん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
皆伐	伐採方法の一つで、まとまった範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採するもの。
80年生（ねんせい）	植栽して80年経過した状態。
森林整備	この要領でいう森林整備は、除伐、間伐、整理伐、植栽（補植を含む）、下刈りとする。
木工体験の作品並びにベンチ等簡易なもの	ベンチ、プランターカバー、机の天板等容易に持ち運びできるもの。
構成員等	法人格を有する団体においては、理事、監事等、任意団体においては代表者及び会員等、その組織や共同体を構成する一員をいう。

別表

費目	摘要	単価	補助率	備考	
報償費	外部講師及び森林作業技術者等への謝礼金等	実費	10/10以内	・1時間当たり5,000円/人、1日当たり20,000円/人を上限とする。	
旅費	講師旅費	実費	10/10以内	・和歌山県内の旅費分とし実費弁償とする。	
需用費					
	消耗品	事業実施に直接必要な事務用品や参考資料等の購入費	実費	定額	<p>需用費と役務費の合計額は、50,000円を上限とする。ただし、ボランティア活動、林業体験等の傷害保険料は対象外とする。</p> <p>〔補助申請額の3%に相当する額が50,000円を超える場合は、補助申請額の3%に相当する額を上限とする。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車の燃料費は対象外とする。 ・他の用途による使用との区別が困難な電話代等は対象外とする。
	燃料	チェーンソーや刈払機等の燃料費等			
	印刷製本	資料印刷代、写真現像代			
	用具器具	鋸、鉋、鎌、鋤、金槌等			
役務費	資材の郵送等に係る通信運搬費及びボランティア活動、林業体験等の傷害保険料等	実費	定額		
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の借り上げ料等	実費	10/10以内	バス代に係る経費は1日1台当たり111,100円を上限とする。	
資材費	苗木代、支柱代、肥料代、防護ネット代、種菌代等	実費	10/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・植林を実施する場合は、自生樹種の占める割合を80%以上とすること。 ・苗木については、記念植樹用は1本当たり10,200円を上限とし、それ以外は、1本当たり2,040円を上限とする。 ・植樹本数は、市町村森林整備計画の植樹本数の上限までを補助対象とする。 	
原材料費	木工教室、木製看板作成のための木材費等	実費	10/10以内		
委託費		実費	10/10以内	<ul style="list-style-type: none"> ・委託は事業の一部に限る。 ・補助の上限額は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①地拵 1,375,200円/ha ②植穴堀付・苗木運搬等 13,800円/100本 ③下刈 274,900円/ha ④獣害防止ネット 1,500円/m 	
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費（別途協議）			<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の特殊性、先進性等を勘案して決定する。 ・全費目について諸経費は対象外とする。 	

(注) 1 補助対象額の限度等

上記備考欄で定めている上限額については、消費税及び地方消費税の額を含む価格とする。

上記備考欄で定めているもの以外については、適切な見積書を複数徴収したうえで、最低の価格とする。

2 経費の削減

経費の算定に当たり、経済性や県内業者優先等を考慮するとともに、森林・林業体験学習を開催する事業で、参加者を募集する場合（学校単位の参加は除外。）は、その参加者から一部参加料を徴収（申請団体の自己負担でも可。）するなど経費の節減に努めることとする。なお、補助対象経費に係る参加料等に該当する部分は当該経費から控除するものとする。